

大和郡山市
バリアフリー基本構想
(案)

令和7年(2025年)3月

大 和 郡 山 市

「歩いて魅たくなるまちづくり」をめざして



令和6年9月24日、大和郡山市は地域協働の「郡山城天守台登城サポート」等によるバリアフリー化の取り組みにより、図らずも令和6年度近畿運輸局バリアフリー化推進功労者表彰優秀賞を受賞しました。

市内の中学校におけるバリアフリー教室の開催、バリアフリー観光マップの作成、障害者団体からの意見や要望を随所に実現した新庁舎の建設、そしてさまざまな団体のご協力のもと天理大学や奈良工業高等専門学校 of 学生ボランティアのみなさんが汗をかき、参加者と交流を深めた郡山城天守台登城サポートなど、ハード・ソフト両面の取り組みを評価いただいた結果ですが、お力添えいただいたすべての方々にあらためて心から感謝申し上げる次第です。

そうした取り組みを支える『大和郡山市バリアフリー基本構想』も、平成23年度の策定以来10年以上が経過しました。

その間、バリアフリー法の改正や市による関連施策の拡充、あるいは市内の鉄道駅を中心とする各地区におけるまちづくり事業が進む一方、社会の新たな要請や時代の潮流への対応が求められるようになってきたこともふまえ基本構想を改定することになりました。

令和8年のNHK大河ドラマが、大和大納言豊臣秀長を主役とする『豊臣兄弟!』に決まり、城下町を散策する方も増えてきました。今こそ市民のみなさまとともに、バリアフリーによる「歩いて魅たくなるまちづくり」をさらに推し進めるべき時だと受け止めておりますのでご支援、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

令和7年3月

大和郡山市長 上田 清

目 次

第1章 基本構想の概要

1. 策定経緯.....	- 1 -
2. 基本構想の位置づけ.....	- 2 -
2.1 基本構想の構成.....	- 2 -
2.2 関係法令・計画等との関係.....	- 3 -
2.3 検討方針(見直しの視点).....	- 3 -
2.4 計画期間(目標年次).....	- 12 -

第2章 大和郡山市の現況

1. 大和郡山市の位置・地勢.....	- 13 -
2. 大和郡山市の人口.....	- 13 -
3. 公共交通.....	- 15 -
4. まちづくりの動向.....	- 17 -
5. 施設等の立地状況.....	- 18 -

第3章 移動等円滑化促進方針(大和郡山市が目指すバリアフリー化)

1. 移動等円滑化の基本的な考え方.....	- 20 -
1.1 基本理念.....	- 20 -
1.2 基本方針.....	- 21 -
1.3 整備の方針.....	- 22 -
2. 移動等円滑化促進地区の方針.....	- 24 -
2.1 地区設定の考え方.....	- 24 -
2.2 移動等円滑化促進地区の設定.....	- 24 -
2.3 生活関連施設の設定.....	- 26 -
2.4 生活関連経路の設定.....	- 27 -
2.5 旅客施設と道路(駅前広場)の連続性の確保:届出制度.....	- 29 -

3. 移動等円滑化促進地区の設定.....	- 30 -
3.1 設定する内容	- 30 -
3.2 JR・近鉄郡山駅周辺地区.....	- 31 -
3.3 大和小泉駅周辺地区	- 32 -
3.4 平端駅周辺地区.....	- 33 -
3.5 九条駅周辺地区.....	- 34 -
3.6 筒井駅周辺地区.....	- 35 -

第4章 移動等円滑化基本構想(バリアフリー化の促進)

1. 基本構想の概要.....	- 36 -
1.1 基本構想の考え方	- 36 -
1.2 重点整備地区の設定	- 37 -
1.3 市民・地域等の意見の把握	- 38 -
1.4 特定事業等の概要.....	- 39 -
2. 実施すべき特定事業等.....	- 40 -
2.1 JR・近鉄郡山駅周辺地区	- 40 -
2.2 大和小泉駅周辺地区	- 56 -
2.3 平端駅周辺地区.....	- 64 -
2.4 教育啓発特定事業	- 70 -
2.5 自転車駐車施設の整備.....	- 72 -

第5章 基本構想の推進(バリアフリー化の実現に向けて)

1. 推進方策.....	- 73 -
1.1 継続的な改善.....	- 73 -
1.2 進行管理の体制	- 73 -
1.3 評価・検証の方法	- 74 -
1.4 市全体でのバリアフリー化の推進	- 75 -
2. 関連施策との連携	- 75 -
2.1 災害時におけるバリアフリー	- 75 -
2.2 持続可能な交通体系の構築	- 76 -
2.3 子育て世代のバリアフリー	- 76 -
2.4 観光バリアフリーの推進	- 76 -

第1章 基本構想の概要

1. 策定経緯

大和郡山市では、全国的な傾向と同様に人口が減少し、少子・高齢化の傾向がより一層強まっています。今後も高齢化社会が進行し、高齢者の働く機会がこれまで以上に増加することや障害を抱える方の社会活動もますます活発化していくことが見込まれます。また、日ごろ「バリア」を感じない人であっても、病気やケガをした時、妊産婦になった時、乳幼児を連れていく時などに「バリアフリーな社会」の必要性は高まっています。このような社会的背景から、すべての人にとって生活しやすい「バリアフリーな社会」を目指すことが重要です。

本市においては、平成12年(2000年)に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」、平成18年(2006年)に施行され、一体的・総合的なバリアフリー施策の推進を図るために「交通バリアフリー法」と「ハートビル法(平成6年(1994年)施行)」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき、平成23年度(2011年度)に「大和郡山市バリアフリー基本構想(JR・近鉄郡山駅周辺移動等円滑化基本構想)」(以下、旧基本構想)を策定し、「人が集い、人が暮らし続けるバリアフリーなまちづくり」を目指して、ハード面、ソフト面の両面からバリアフリー整備に取り組んできました。

このような中、令和3年(2021年)の東京オリンピック・パラリンピックや令和7年(2025年)に開催予定のEXPO2025大阪・関西万博を契機に、共生社会の実現や、高齢者、障害者等も含んだ一億総活躍社会の実現を目的にバリアフリー法が改正され、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組の強化や、「心のバリアフリー」の推進が新たに位置づけられました。

本市においても、令和3年(2021年)に旧基本構想が目標年次を迎えたことから、改正されたバリアフリー法の趣旨を反映し、これまでのバリアフリーの取組を補完・強化するとともに、さらに効率的かつ継続的にバリアフリー化を推進するため、旧基本構想を改定し、本基本構想を策定することとしました。

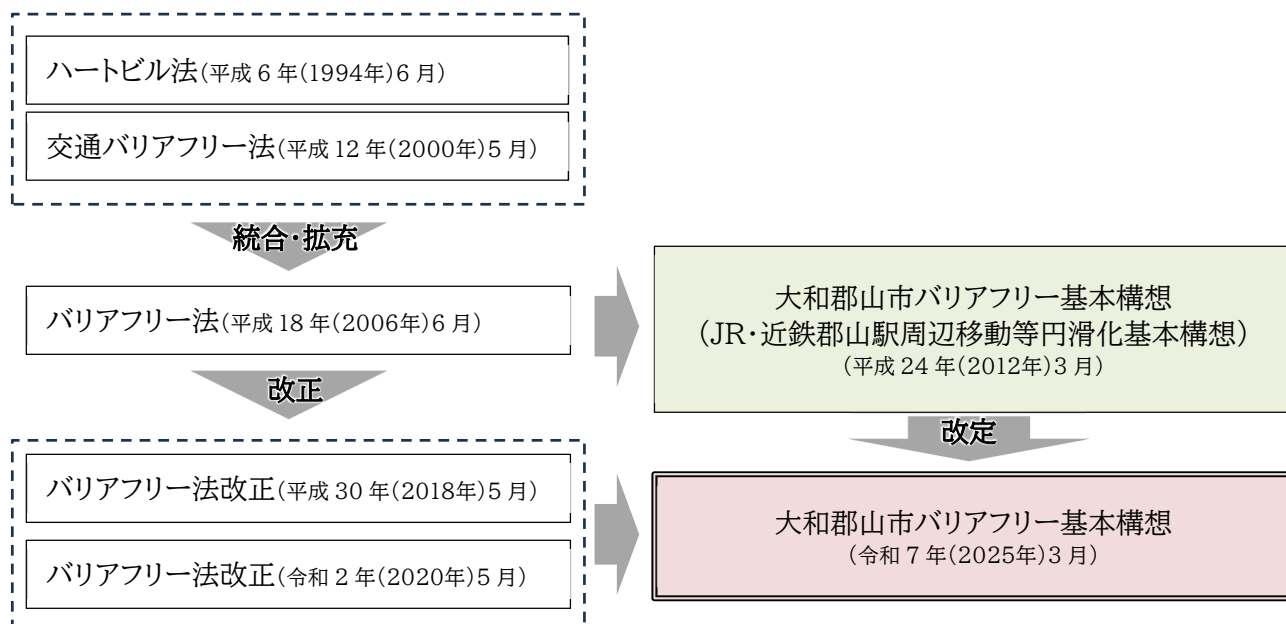


図.策定の経緯

2. 基本構想の位置づけ

2.1 基本構想の構成

本基本構想は、バリアフリー法第24条第2項に基づく移動等円滑化促進方針ならびに同法第25条第1項に基づく移動等円滑化基本構想を定め、「大和郡山市バリアフリー基本構想」として、移動等円滑化促進方針と移動等円滑化基本構想を一体的に策定するものです。

第1章で基本構想の概要、第2章で大和郡山市の現況に触れた後、第3章と第4章で移動等円滑化促進方針と移動等円滑化基本構想を定めます。最後の第5章で基本構想の推進に関する事項を定めます。

第1章:基本構想の概要

本基本構想の策定経緯及び位置付け、検討方針等の計画の基本事項を記載

第2章:大和郡山市の現況

本市をとりまく人口、世帯数等の現状に関する事項を記載

第3章:移動等円滑化促進方針(大和郡山市が目指すバリアフリー化) (バリアフリー法第 24 条第 2 項)

市域全体およびバリアフリー化の優先的な促進が必要な移動等円滑化促進地区を対象とし、バリアフリー化を推進するための基本的な方針等を記載

第4章:移動等円滑化基本構想(バリアフリー化の促進) (バリアフリー法第 25 条第 1 項)

バリアフリー化事業の重点的な実施が必要な重点整備地区を対象とし、主要な経路や施設で講じるべきハード事業やソフト施策を特定事業として記載

第 5 章:基本構想の推進

本基本構想に基づきバリアフリー化を推進するための体制や方策を記載

図.大和郡山市バリアフリー基本構想の構成

2.2 関係法令・計画等との関係

本基本構想の策定に当たっては、高齢者や障害者等の日常生活や社会生活における移動や施設の利用に際して、その利便性、安全性の向上の促進を図る環境整備の一環として、関係者が互いに連携し、市内主要駅及びその周辺の道路、建築物などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進していきます。その基本事項として、関連法令や上位計画、関連計画と整合を図りながら、バリアフリー化を推進するための基本方針や実施すべきバリアフリー化事業の内容などを十分に踏まえて策定します。

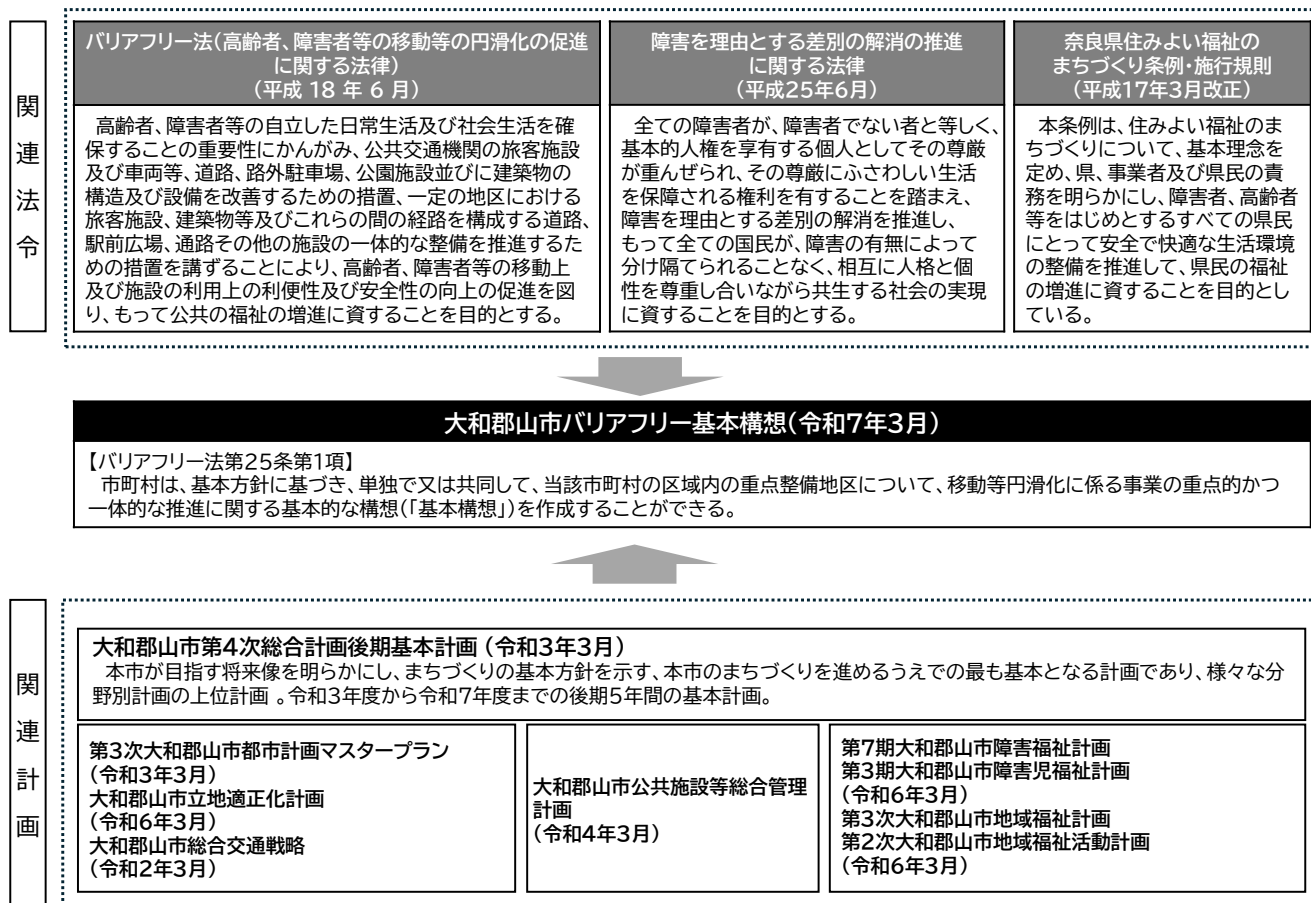


図.基本構想の位置づけ

2.3 検討方針(見直しの視点)

(1)関連法令や施策等の動向

旧基本構想の策定以降、大和郡山市総合計画や都市計画等の法定計画の改定が行われ、本市の政策が見直されています。また、近鉄郡山駅や平端駅の周辺でまちづくりの機運が高まり、鉄道駅を中心とした関連事業が検討されています。

さらに、バリアフリー法の改正や新たな社会的要請や時代の潮流などを含めて、改定の背景を整理した上で、本基本構想への反映・対応が求められる改定のポイントを整理し、改定の方向性・論点を明確化します。

旧基本構想策定以降の関連法令や施策等の動向

平成 24 年(2012 年)	3 月	大和郡山市バリアフリー基本構想 策定	市
平成 28 年(2016 年)	3 月	大和郡山市第 4 次総合計画 策定	市
	4 月	障害を理由とする差別の解消に関する法律 施行	国
平成 30 年(2018 年)	5 月	バリアフリー法の改正 ～移動等円滑化促進方針および基本構想の作成等が努力義務化～ 市町村が移動等円滑化促進方針を定める制度を創設するとともに、移動等円滑化促進方針および基本構想の作成と定期的な評価・見直しが努力義務化されました。	国
令和元年(2019 年)	7 月	近鉄郡山駅周辺地区まちづくり基本計画 策定	市
令和 2 年(2020 年)	5 月	バリアフリー法の改正 ～心のバリアフリーに関する啓発活動の事業メニュー化～ 住民や関係者の理解増進や協力確保のために必要な心のバリアフリーに関する取組方針を市町村が定める移動等円滑化促進方針に定められるようになりました。また、心のバリアフリーに関する啓発活動を具体的な事業計画となる基本構想に定められるようになりました。	国
	11 月	心のバリアフリーハンドブック 作成 様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあう「心のバリアフリー」を推進するため、障害のある方や妊娠されている方、高齢の方などの困りごとと、それに対してどんな手助けができるのかを中心に説明した、「心のバリアフリーハンドブック」を作成しました。	県
令和 3 年(2021 年)	3 月	第3次大和郡山市都市計画マスタープラン 策定	市
		近鉄平端駅周辺地区まちづくり基本構想 策定 近鉄平端駅周辺の市民からのご意見や地域の課題を整理し、地区の特性を活かしたまちづくりを実現するための基本的な方向性を定める「近鉄平端駅周辺地区まちづくり基本構想」を策定しました。	市
	4 月	バリアフリー法の改正 ～公立小中学校等をバリアフリー化の対象に追加～ 施設設置管理者によるバリアフリー化が義務付けられる施設に、効率の小中学校等が加わりました。	国
	7 月 8 月	東京オリンピック・パラリンピック開催	国
令和 4 年(2022 年)	3 月	都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの改定 ～都市公園のバリアフリー化指針が拡充 公園管理者等による都市公園の計画・設計段階への当事者参加を位置付けました。また、トイレのバリアフリー水準の底上げ、バリアフリーを取り巻く状況変化に対応した記載の見直しが行われました。(出入口の車止め、車いす使用者スペース駐車施設等)	国
		大阪・関西万博施設整備に関するユニバーサルデザインガイドラインの改定 ～様々な利用者を想定した施設整備の指針が公表～ 身体障害(聴覚、視覚、肢体不自由等)、知的障害、精神障害、発達障害等の様々な障害の人の利用を想定した、国際的な水準でのユニバーサルデザインを実現する会場やパビリオンを整備する指針が定められました。	社団
	5 月	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 ～障害の有無によらない情報保障、コミュニケーション支援が明確化～ 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に資することを目的とし、障害者による情報の取得および利用ならびに意思疎通に係る基本理念、国、地方公共団体等の責務、施策の基本となる事項が定められました。	国
	6 月	道路の移動円滑化ガイドラインの策定 ～道路のユニバーサルデザイン化の指針が創設～ 道路管理者が道路施設等を新設、改築、管理する際に、高齢者、障害者等をはじめとしたすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインによる道路のあり方を具体的に示しました。	国
令和 5 年(2023 年)	2 月	近鉄郡山駅移設に関する基本協定 平成 26 年の包括協定に基づき、県との間で構想を進めてきた、駅移設を柱とする近鉄郡山駅周辺の整備実現に向けた協定が、奈良県、大和郡山市、近畿日本鉄道株式会社の三者間で結ばれました。	市等
令和 6 年(2024 年)	4 月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 改正法施行 事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。	国

(2) バリアフリー法改正の概要

1) 法改正の概要

東京オリンピック・パラリンピックを契機に、インクルーシブな社会的基盤やサービスが取り上げられ、インクルーシブであることの 3 つの基本原則として、公平、尊厳、機能性が求められています。公平は、個人の機能的能力に関係なく、同一の体験や同一の水準でのサービスを受けること、尊厳は、個人を尊重し名誉を守ること、機能性は、サービスまたは施設が全構成員のニーズを満たすこととされています(IPC アクセシビリティガイド)。

このような社会的潮流の中、我が国では共生社会実現を目指したバリアフリー化の一層の推進に向け、ソフト対策を強化し、ハード面、ソフト面が一体となった取組を推進するため、平成 30 年(2018 年)と令和 2 年(2020 年)にバリアフリー法が改正されました。

主なものとして、平成 30 年(2018 年)の改正では、市町村がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度の創設、バリアフリーに関する情報提供の義務化・努力義務化、公共交通事業者等による構造変更等の届出の制度化が行われました。

令和 2 年(2020 年)の改正では、移動等円滑化基準への適合義務の対象が拡大され、公立の小中学校や、バスターミナル等の施設が追加されました。また、特定事業に「教育啓発特定事業」が新たに創設されました。

2) 平成 30 年(2018 年)法改正

① 移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の作成

移動等円滑化促進方針(マスタープラン)は、市域全体のバリアフリーに関する方針を示すとともに、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区(移動等円滑化促進地区)において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもので、広くバリアフリーについて考え方を共有し、具体の事業計画であるバリアフリー基本構想の作成につなげ、バリアフリーへの取組を強化することをねらいとしたものです。

② 情報提供の努力義務化

市町村のバリアフリーマップの作成等にあたり、バリアフリー情報の収集を可能とするため、旅客施設及び道路については情報の提供が義務付けられ、建築物や路外駐車場、公園については、情報提供が努力義務化されました。

情報提供の対象は、バリアフリー設備の有無及びその設置箇所、その他高齢者、障害者等が当該施設を利用するために必要となる情報です。

③ 届出制度の義務化

施設間移動の連続性を確保し、移動の円滑化を図ることを目的に、公共交通事業者または道路管理者が、マスタープランの区域内において、生活関連施設である旅客施設や道路法上の道路と他の施設とが接する部分の構造の変更等を行う場合は、事前の届出が義務化されました。これにより、届出に係る行為が、バリアフリー化を図る上で支障があると認められるときは、市町村が行為の変更等の必要な措置を要請できるようになりました。

3)令和 2 年(2020 年)法改正

① 移動等円滑化基準適合義務の対象拡大

地域の小中学校の通常の学級や特別支援学級へ通う障害のある児童が増加しており、災害時の避難所としても指定されている公立の小中学校等のバリアフリー化がますます重要になっていることから、移動等円滑化基準への適合義務が課される特別特定建築物の一つとして、「公立の小中学校」等が追加されました。また、同改正では、旅客特定車両停留施設についても移動等円滑化基準への適合義務が課されています。

② 教育啓発特定事業の位置づけ

地域の移動等円滑化を図るには、単に施設や経路のハード整備のみならず、「心のバリアフリー」などのソフト対策についても一体的に実施することが効果的であることから、移動等円滑化の促進について、児童、生徒または学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業や、移動等円滑化に関する住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業を「教育啓発特定事業」として位置づけることが可能となりました。

(3)改定のポイント

旧基本構想は、平成 24年度(2012年度)から令和 3 年度(2021 年度)を計画期間としており、現在、策定後 10 年以上が経過しています。

この間、バリアフリー法の改正や市の関連施策の拡充等が行われ、また、市内鉄道駅を中心とした地区で、まちづくり事業の熟度が高まりつつあります。さらには、新たな社会的要請や時代の潮流への対応が求められるようになっていきます。

これらの内外の変化を踏まえ、本構想の改定の背景とポイントを以下に整理しました。

改定の背景		改定のポイント
法改正や関連施策への対応	1 大和郡山市第 4 次総合計画等の上位関連計画の改定	移動等円滑化促進方針へ反映(理念・考え方)
	2 バリアフリー化の底上げ	学校施設等のバリアフリー化の拡充
	3 ソフト施策の一層の推進	心のバリアフリーの充実
	4 移動等円滑化ガイドラインの改正	基準等に基づく公共施設整備の推進
事業熟度	5 地区の発意・機運の高まり	バリアフリー化を優先的に促進する地区の拡充(大和小泉駅周辺、平端駅周辺)
	6 駅周辺のまちづくり事業の進行	JR・近鉄郡山駅周辺および平端駅周辺等で進行中のまちづくり事業との連携
社会的要請・時代の潮流	7 様々なニーズを持つ人々を包摂する環境づくり	LGBTQ+等の多様な対象者への対応
	8 情報発信のバリアフリー化	情報発信の充実
	9 今後の基本構想の策定スケジュールの検討	重点整備地区以外の今後の優先順位を整理

改定の背景 1 : 大和郡山市第 4 次総合計画や都市計画等の

上位関連計画の改定

平成 28 年度(2016 年度)から 10 年間の本市が目指す将来像を明らかにし、まちづくりの基本方針を示す「大和郡山市第 4 次総合計画」が平成 28 年(2016 年)3 月に策定されました。また、令和 2 年度(2020 年度)には、令和 3 年度(2021 年度)から令和 7 年度(2025 年度)までの後期 5 年間の基本計画が新たに策定されています。

大和郡山市第 4 次総合計画の基本的な考え方を反映した内容に更新します。

施策 5-3 障害者福祉の充実

関連する SDGs :



1. 現状

新型コロナウイルス感染症拡大の状況の変化により多少の影響を受けていますが、障害者虐待防止活動の啓発を継続して行うとともに、障害者就労施設からの物品等の優先調達に取り組みしており、毎年目標額を達成しています。また、身体・知的・精神の支援センターにおける機能の充実に努めています。

最近ではオリンピック・パラリンピックを契機に共生社会への取り組みが増しており、今後も健常者と障害者の相互理解に向けた取り組みが求められています。

改定のポイント 1 : 移動等円滑化促進方針へ反映（理念・考え方）

「大和郡山市第 4 次総合計画」を受け、基本理念や基本方針を更新します。

- ▶総合計画における福祉のまちづくり方針を本基本構想に反映します。
- ▶「高齢者福祉」「障害者福祉」等の充実に向けたハード・ソフト施策の一層の推進を基本方針等に位置付けます。

改定の背景 2 : バリアフリー化の底上げ

令和 3 年(2021 年)4 月施行のバリアフリー法改正により、公立小中学校が建築物移動等円滑化基準適合義務の対象に追加されたことを受け、公立小中学校のバリアフリー化への対応が必要となりました。

公立の小中学校に限らず、私立の小中学校や高校、大学等においても同様であり、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう環境を整備していく必要があります。また、小中学校は、災害時には、避難所として、高齢者、障害者等も含め、不特定多数の方々が利用することが想定されることがから、バリアフリー化を強化していく必要があります。

改定のポイント 2 : 学校施設等のバリアフリー化の拡充

小中学校のバリアフリー化の視点を新たに追加し、バリアフリー環境の底上げを目指します。

- ▶小学校は、「避難所」として生活関連施設に位置付けていますが、「学校」として位置付け直すことで、児童・生徒等が通学に利用する経路について、バリアフリー化の考え方などを整理します。

改定の背景 3：ソフト施策の一層の推進

令和 2 年(2020 年)6 月施行のバリアフリー法改正により、以下の事項が追加されました。

- ・ 市町村による移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の記載事項に高齢者、障害者等の理解を深めるための「心のバリアフリー」に関する事項を追加
- ・ 本基本構想に記載する事業メニューの 1 つに心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を追加

移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を実現するため、ソフトの取組推進の重要性が改めて示されています。

改定のポイント 3：心のバリアフリーの充実

本市では心のバリアフリーに関する取組をすでに進めており、さらに「教育啓発特定事業」を積極的に位置づけ、具体的な取組を継続的に実践していきます。

▶「障害」はその人の体や心にある「機能の障害」と、社会につくられているバリアの両方で行き出されているものであり、社会にあるバリアを取り除くのは社会の責務であること（障害の社会モデル）を市民が理解し、具体的な行動につなげていくための心のバリアフリーに関わる基本方針の内容を充実させます。

▶新たに本基本構想の事業メニューに「教育啓発特定事業」を記載します。

改定の背景 4：移動等円滑化ガイドラインの改正

バリアフリー法の改正にあわせて、道路や都市公園等の公共施設の個別のガイドラインが作成・改定されました。

例えば、都市公園の出入口に設置される車止めは、車やバイク、自転車の侵入を防ぎ、子ども等の道路の飛び出しを防止するものである一方、車いす利用者の通行が困難な場合があります。この課題を受けて、改定されたガイドラインでは、公園出入口の車止めの形状・配置に関する記述が見直されました。

施設管理者は、これらのガイドラインに沿って施設の整備を行っていくことが求められます。

改定のポイント 4：基準等に基づく公共施設整備の推進

移動等円滑化ガイドラインに沿って施設の整備が進められるよう、施設管理者が施設のバリアフリー化を行う際の具体的な指針としてガイドラインを活用していくことを示します。

▶本基本構想を作成する際には、バリアフリー化の対象とする重点整備地区内の道路や都市公園の現状をガイドラインと照合して検証し、問題のある個所の改善策を事業メニューに記載します。

改定の背景 5：地区の発意・機運の高まり

大和小泉駅は、近鉄郡山駅に次いで市内鉄道駅で2番目に多い乗降客数となっています。さらに、本市のまちづくりや都市計画において、駅を中心とした地域コミュニティの維持や定住を促進していく地域拠点となっています。

また、平端駅の周辺地区は、市民から地域のまちづくりや駅周辺地区のバリアフリー化を求める声が高まっており、近鉄平端駅周辺地区まちづくり基本構想が策定されています。

大和小泉駅と平端駅の周辺地区は、地域の意向等を考慮して、バリアフリー化を優先的に促進する地区として設定することが望まれます。

改定のポイント5：バリアフリー化を優先的に促進する地区の拡充 (大和小泉駅周辺、平端駅周辺)

旧基本構想では、バリアフリー化の優先的な促進が必要な地区として、JR・近鉄郡山駅周辺が位置付けられていますが、大和小泉駅周辺地区、平端駅周辺地区を新たに追加し、当該地区の面的なバリアフリー化を図っていくものとします。

▶バリアフリー化を図る対象区域や地区目標、取組方針、対象施設や経路等を検討し、移動等円滑化促進方針および基本構想に追加します。

改定の背景 6：駅周辺のまちづくり事業の進行

平端駅周辺地区においては、地区の特性を活かしたまちづくりを実現するためのまちづくり基本構想が策定されています。

具体的には、駅西側地区は、徒歩・自転車等を中心として安心して暮らせるようなまちづくりを推進、駅東側地区は駅前を核としてまちに賑わいが生まれ発展するよう、必要な機能の充実が検討されています。

今後実施が見込まれるまちづくり事業の時期を適切に捉え、地区のバリアフリー化を一体的に推進していく必要があります。

改定のポイント6：JR・近鉄郡山駅周辺および平端駅周辺等で進行中のまちづくり事業との連携

JR・近鉄郡山駅周辺地区の他、新たなまちづくりの熟度が高まっている平端駅周辺地区においても、関連するまちづくり事業と連携して地区の面的なユニバーサルデザイン・バリアフリー化を推進するために、具体的な事業計画を定めた「基本構想」を策定します。

社会的要請・時代の潮流への対応

改定の背景 7：様々なニーズを持つ人々を包摂する環境づくり

SDGs（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals））は、平成 27 年(2015 年)9 月に国連サミットで採択された誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す 令和 12 年(2030 年)までの世界共通の目標です。

本市のまちづくりの基本方針となる大和郡山市第 4 次総合計画でも SDGs を意識した各種施策が記載されています。

また、大阪・関西万博の UD ガイドラインが令和 4 年(2022 年)3 月に発表されています。大阪・関西万博におけるユニバーサルデザインの基本的な考え方として、「誰一人取り残さないインクルーシブな社会」を基本原則にしています。本ガイドラインの中では、配慮が必要となる利用者として、知的や精神、発達などの障害者や性的マイノリティ（LGBTQ+）を示しています。

以上のような時代の潮流や社会的要請に鑑み、様々なニーズを持つ人々を包摂する環境づくりが求められます。



渋谷区 みんなが選べる公衆トイレ

改定のポイント 7：LGBTQ+等の多様な対象者への対応

身体・知的・精神・発達障害者、性的マイノリティ（LGBTQ+）へのさらなる配慮など、多様な人々に配慮したバリアフリー推進を位置づけます。

▶ 関連するハード・ソフト施策の一層の推進を基本方針に記載します。

改定の背景 8：情報発信のバリアフリー化

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行や今後のバリアフリー環境の充実に伴い、バリアフリー設備等に関する情報提供の充実が一層必要になってきます。道路や施設のバリアフリー化が進んでも、必要な設備や機能がどこにあるのかわからなければ、利用することができません。全ての人が外出時に必要な情報を入手できるように、適切に情報発信をしていく必要があります。

近年はスマートフォンの普及により、情報収集の考え方が大きく変わり、多くの人が自分の端末を使ってインターネット上から外出時や施設利用の情報収集を行うようになりました。高齢者や、障害者等をはじめとした全ての人が、WEB などによってバリアフリー情報を入手できることが重要です。

改定のポイント 8：情報発信の充実

今後、各施設管理者の取組により、市内施設におけるバリアフリー設備等の整備が着実に進んでいくことになります。バリアフリー情報を適切に提供・発信する方法を検討し、全ての人が外出時に必要なバリアフリーに関する情報を入手できる環境づくりに努めます。

改定の背景 9：今後の基本構想の策定スケジュールの検討

旧基本構想では、JR・近鉄郡山駅周辺地区を定めており、今回の改定では JR・近鉄郡山駅周辺地区の他、大和小泉駅周辺地区、平端駅周辺地区の基本構想を新たに追加します。本市では、3 地区以外にも鉄道駅や市民の生活の中心となる地区があり、これらについても移動等円滑化促進区域を検討し、基本構想に至る道筋を検討することが望ましいといえます。

改定のポイント 9：3 地区以外の今後の優先順位を整理

現時点における核となる公共施設の整備や地区の面的なまちづくり事業の見込みやスケジュール、地域の発意等を再整理し、面的なバリアフリー化を推進する地区の優先順位を再検討して基本構想の策定スケジュールを見直します。

2.4 計画期間(目標年次)

計画期間は令和 7 年度(2025 年度)からの 10 年間とし、目標年次を令和 16 年度(2034 年度)とします。ただし、5 年をめぐりに評価・点検を行うとともに、移動等円滑化の取組状況や関連計画の改定状況を踏まえ、必要に応じて適宜見直すものとします。

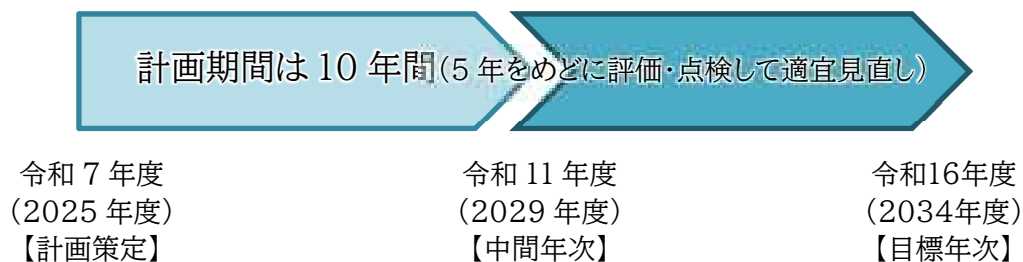


図.目標年次

第2章 大和郡山市の現況

1. 大和郡山市の位置・地勢

本市は、奈良県北部の大和平野に位置し、JR・近鉄の鉄道網、西名阪自動車道、国道 24 号バイパスなどの道路網により、広域的な交通条件に恵まれており、将来的には京奈和自動車道が南北に通過する交通結節点となります。

矢田丘陵に代表される多彩で豊かな自然、平坦部には大和川の支流である佐保川と富雄川、金魚池や溜池を含めた田園風景と郡山城跡があり、歴史環境を有しています。



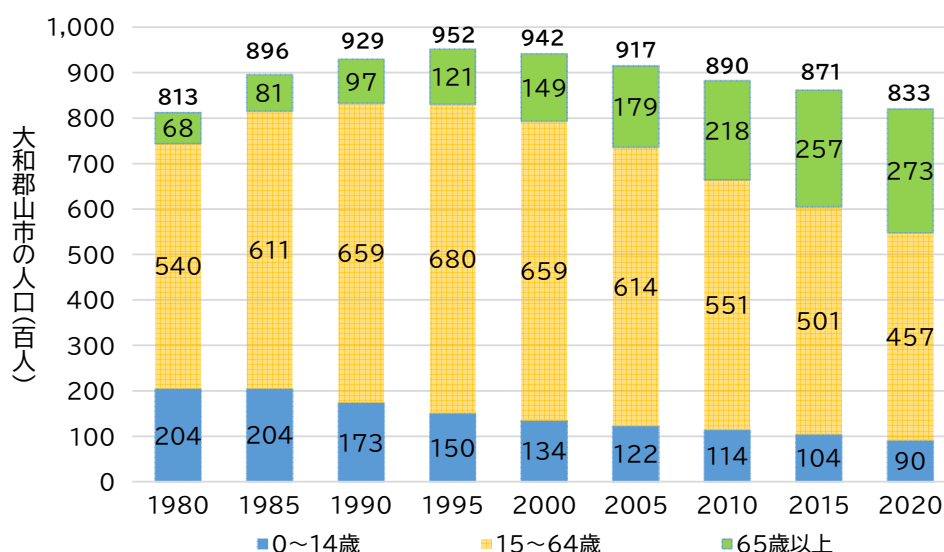
【出典】大和郡山市 HP

2. 大和郡山市の人口

(1)市全体の人口

市全体の人口は、平成 7 年(1995 年)まで増加傾向でしたが、以降は減少傾向にあります。

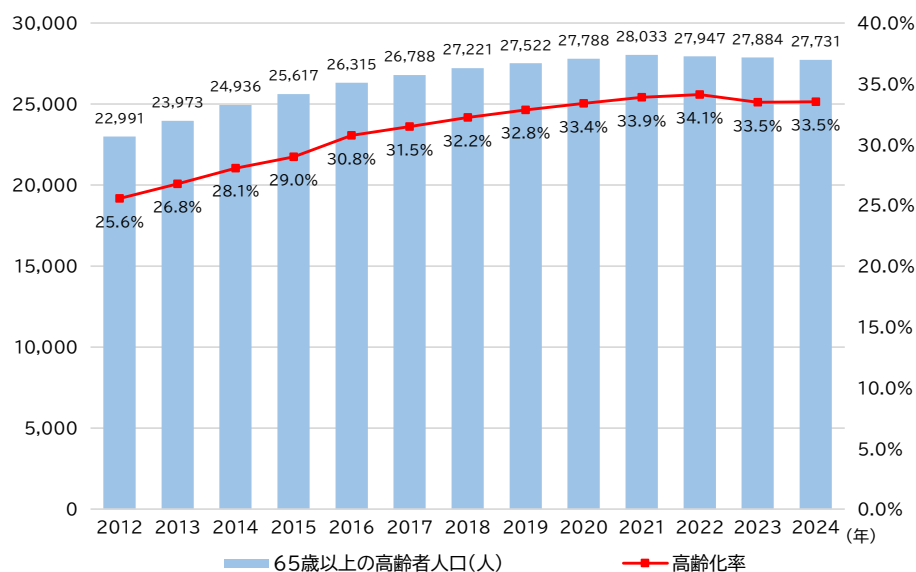
特に 0～14 歳の人口は昭和 60 年(1985 年)から減少しており、全体として高齢化が進行する傾向にあります。



【出典】国勢調査(1980 年(昭和 55 年)～2020 年(令和 2 年))

(2)高齢者人口

令和 6 年(2024 年)の高齢者は約 2 万 8 千人、高齢化率は 33.5%であり、経年的に増加傾向にあります。



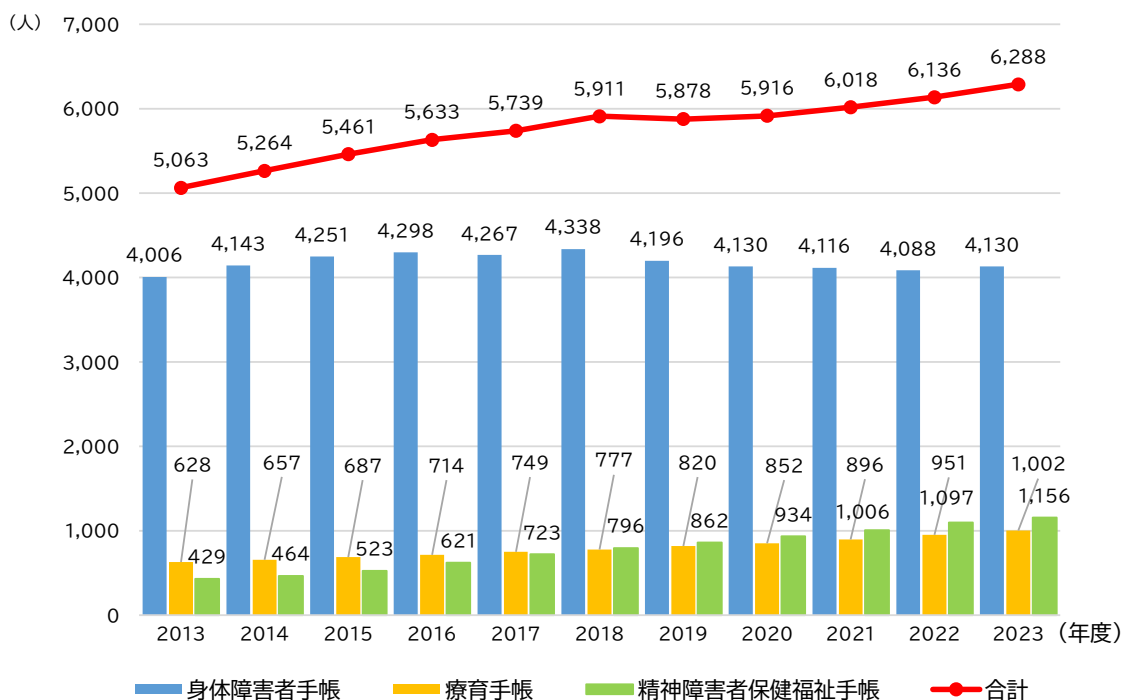
【出典】年齢別推計人口(住民基本台帳に基づく年齢別人口)各年10月1日時点(奈良県 HP)

2023～2024 年(令和 5～6 年)は大和郡山市提供データ

(3)障害のある人の推移

市内で障害のある人の人口は増加傾向にあります。令和 5 年度(2023 年度)末の障害のある人の数は 6,288 人となっており、本市の総人口 82,989 人に対して約 7.6%を占めています。

身体障害のある人は平成 30 年度(2018 年度)以降減少傾向にありますが、知的障害のある人や精神障害のある人は微増傾向にあります。



【出典】第 3 次大和郡山市地域福祉計画及び第 2 次大和郡山市地域福祉活動計画

2023 年度(令和 5 年度)のみ大和郡山市データ

3. 公共交通

(1) 鉄道ネットワーク

鉄道は、市域を南北に縦断するように JR 関西本線、近鉄橿原線が通っており、奈良市内や大阪方面・京都方面等を結んでいます。鉄道駅は、7 駅が立地します。

バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」でバリアフリー化が義務づけられる1日あたり平均乗降者数が3,000人以上の鉄道駅は、本市内では近鉄橿原線「ファミリー公園前駅」を除く6駅が該当します。

路線名	駅名	乗降人員(人)
JR 関西本線	大和小泉駅	13,700
	郡山駅	9,418
近鉄 橿原線	近鉄郡山駅	15,974
	九条駅	4,001
	筒井駅	7,149
	平端駅	3,743
	ファミリー公園前駅	490

【出典】「国土数値情報(駅別乗降客数データ)」
(国土交通省国土政策局・令和5年度(2023年度))

(2) 駅のバリアフリー化状況

市内の鉄道駅でのバリアフリー化実施状況は下記の表のとおりで、鉄道事業者による自主的なバリアフリー化が進められています。また、ハード面での要望が聞かれるものの整備が完了していない内容などについては、社員が個別に対応するなど、ソフト面でのバリアフリー化が図られています。

路線	駅名	駅前 広場	バリアフリー状況								備考
			車いす 使用者用 駐車施設	駅前 広場	車いす 対応エレベーター	エスカレーター	車いす 対応トイレ	トイレ	オストメイト 対応トイレ	ベビーシート 対応トイレ	
JR 関西本線	郡山駅	東口 西口	東口○ 西口○	○	上り○ 下りー	○	○	○	○	○	
	大和小泉駅	東口 西口	東口ー 西口○	○	上り○ 下りー	○	○	○	○	ー	
近鉄 橿原線	九条駅	東口 西口	東口○ 西口○	○	ー	○	○	○	○	ー	
	近鉄郡山駅	無し	ー	ー	ー	○	○	○	○	○	
	筒井駅	無し	ー	○	○	○	○	○	○	ー	
	平端駅	西口	ー	○	○	○	○	○	○	ー	
	ファミリー 公園前駅	西口	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	○	階段昇降機有り

【出典】大和郡山市総合交通戦略(令和2年(2020年))

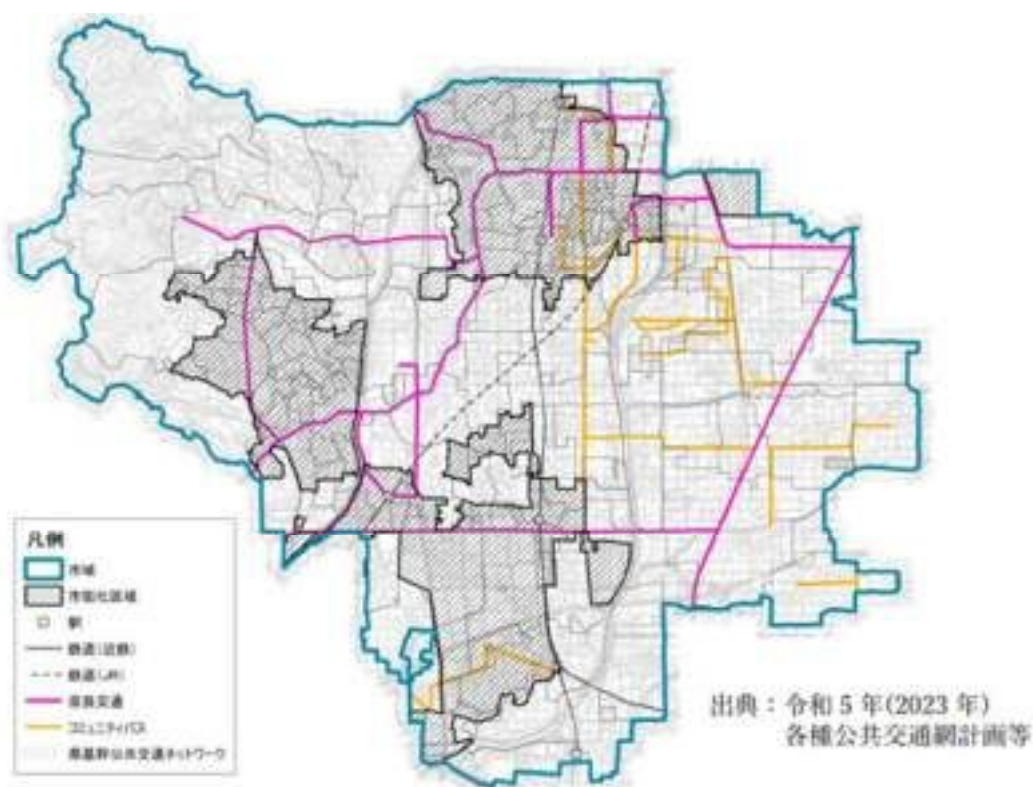
(3)バス路線

バスは、鉄道駅を中心に路線バスが通っており、それ以外の地域でコミュニティバス(元気城下町号・元気平和号・元気治道号)を運行しています。

路線バスは1日あたり約13,118人、コミュニティバスは1日あたり約120人が利用しています(令和5年度(2023年))。

市内で路線バスを運行する奈良交通では、大和郡山市を運行する車両のうち、ノンステップバスの導入率は75.0%(乗合バス36両中27両)となっています。さらに、令和6年度(2024年度)時点での近鉄郡山駅路線バス乗入車両のべ38両のうち、スロープ付き低床車両は37両で、ノンステップバスが28両、ワンステップバスが9両となっています。また、大和郡山市のコミュニティバスは、全て移動等円滑化基準に適合(除外が認められる一部の項目を除く)した車両で運行しています。

(【出典】大和郡山市・株式会社奈良交通への調査回答)



【出典】大和郡山市立地適正化計画(令和6年(2024年)3月改定)



【出典】大和郡山市 HP「大和郡山市コミュニティバス」

4. まちづくりの動向

まちづくりの実態や計画に即したバリアフリー化を推進し、誰もが暮らしやすいまちに向けた整備を進めるため、本市における駅や駅周辺等における整備に関する計画を以下に整理します。

(1) 近鉄郡山駅

近鉄郡山駅の周辺では、新駅舎や駅前広場の再整備、三の丸駐車場の解体等の事業を計画しています。



【出典】大和郡山市提供データ

図.近鉄郡山駅東口 整備イメージ

(2) 平端駅周辺まちづくりの方向性

大和郡山市都市計画マスタープランとの整合を図り、近鉄平端駅を新たな地域拠点に追加して、近鉄平端駅周辺地区まちづくり基本計画の策定に取り組み、まちづくりの推進を図ります。

(1)公共公益施設

市役所・支所、公民館等の公共施設や商業施設、医療施設は、鉄道駅周辺および県道・国道沿いに立地しています。



【出典】やまところりやまデジタルなび



【出典】大和郡山市立地適正化計画

(2)避難所の指定状況

避難所(災害時避難所、二次的避難所、広域避難所、福祉避難所)に指定されている施設は市内に47箇所あります。

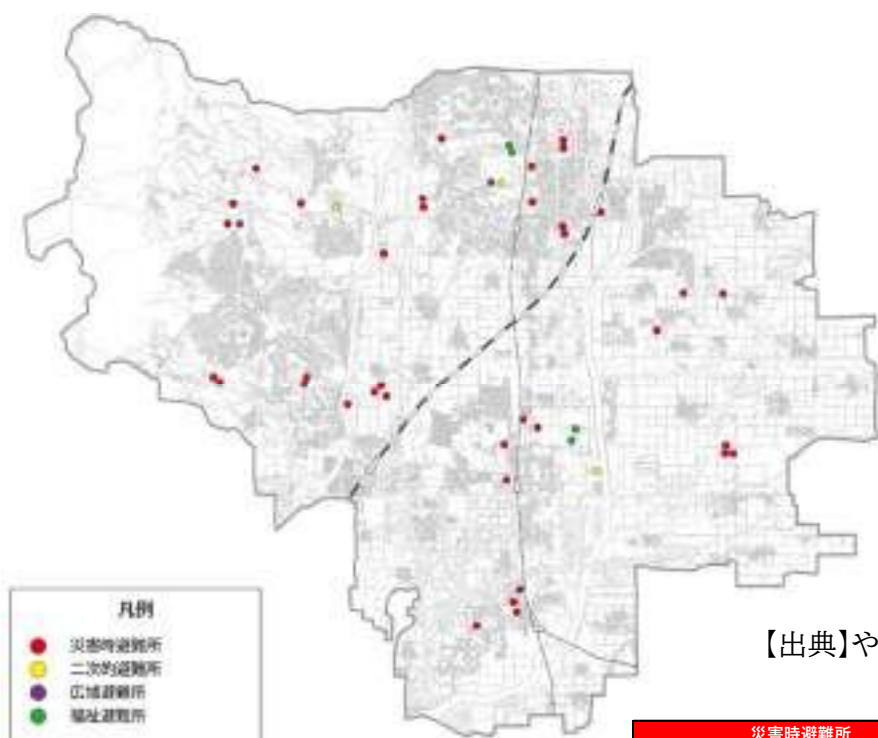


図. 避難所の位置

【出典】やまこおりやまデジタルナビ

災害時避難所	二次的避難所
1 郡山中学校	1 郡山高等学校
2 郡山南中学校	2 大和中央高等学校
3 郡山西中学校	3 奈良工業高等専門学校
4 郡山東中学校	
5 片桐中学校	
6 郡山南小学校	
7 郡山北小学校	
8 郡山西小学校	
9 矢田小学校	
10 筒井小学校	
11 平和小学校	
12 昭和小学校	
13 治道小学校	
14 片桐小学校	
15 片桐西小学校	
16 矢田南小学校	
17 郡山南幼稚園	
18 筒井幼稚園	
19 矢田認定こども園	
20 治道認定こども園	
21 片桐幼稚園	
22 郡山北幼稚園	
23 平和認定こども園	
24 片桐西幼稚園	
25 郡山西幼稚園	
26 矢田南幼稚園	
27 平和地区公民館	
28 治道地区公民館	
29 昭和地区公民館	
30 矢田コミュニティ会館	
31 片桐地区公民館	
32 中央公民館(三の丸会館)	
33 南部公民館	
34 DMG MORI やまと郡山城ホール	
35 市民交流館	
36 総合公園多目的体育館(金魚スクエア)	
37 額田部運動公園施設	

広域避難所
1 郡山城跡公園
2 大和郡山市総合公園

福祉避難所
1 社会福祉会館
2 老人福祉センター(ゆたんぼ)
3 県立盲学校
4 県立ろう学校

第3章 移動等円滑化促進方針(大和郡山市が目指すバリアフリー化)

1. 移動等円滑化の基本的な考え方

移動等円滑化促進方針は、バリアフリーに関する方針を明確にするとともに、面的・一体的なバリアフリー化を推進する移動等円滑化促進地区を設定し、地区ごとの方針を示すものです。

1.1 基本理念

人が集い、人が暮らし続けるバリアフリーなまちづくり

～安全・安心、快適な移動の確保をめざして～

平成 23 年度(2011 年度)に旧基本構想を策定して以降、「人が集い、人が暮らし続けるバリアフリーなまちづくり」を基本理念に、JR・近鉄郡山駅周辺のバリアフリー化の推進に取り組んできました。前回の策定から約 10 年が経過し、近年では東京オリンピック・パラリンピックや大阪・関西万博の開催を契機に健常者と障害者、多種多様な人々との相互理解に向けた取組がより一層求められています。今後も引き続き、市内のバリアフリー化の推進が求められていることから、これまでの基本理念を継承し、他地域への波及を目指します。

この基本理念に基づき、大和郡山市に多くの人が集まり、すべての人が安全安心に、快適に暮らせる活気のあるまち、互いに助け合う心配りのあるまちを創るため、市民・事業者・行政が互いに協働して、ハード面のほか、心のバリアフリーも含めたソフト面の取組をバランスよく推進していきます。また、平常時だけでなく緊急時・災害時に対応したバリアフリー化の推進や先駆的な取組も積極的に取り入れ、段階的・継続的なバリアフリー化の取組を実現します。

●まちの整備の方向性（ハード面）

本市においては人口減少社会を見据え、地域の個性である豊かな自然環境や歴史・文化などを十分に活かし、「平和のシンボル、金魚が泳ぐ城下町」の指標のとおり、市民がお互いの人権を尊重し合い、共通の誇りを持ち、心豊かに暮らすまちをめざしています。そのため、魅力ある市街地を形成し、にぎわい、活力ある都市づくりを進めるため、誰もが共に平等に、安全・安心・快適で自立した社会生活が送れ、まちの魅力が高まるようにバリアフリー化を推進します。特にバリアフリー法の趣旨に則り、移動に関わる旅客施設、車両、歩行空間、公園、建築物等についての整備を、重点的かつ一体的に行います。なお整備にあたっては、平常時の昼間だけでなく、夜間や悪天候時、緊急時・災害時も含め、様々な状況を考慮したきめ細やかなバリアフリーを検討します。

●心のバリアフリーの方向性（ソフト面）

市民一人ひとりがバリアフリーについての理解を深め、互いに助け合う心配りのあるまち、来訪者へのおもてなし精神あふれるまちを実現するため、啓発、教育、人的支援等の取り組みを継続的に行います。

●進め方（実施体制）

協働のまちづくりを推進するため、市民・事業者・行政が互いに協働しながら、横断的な連携を十分に図りつつ、バリアフリー化の進捗状況を継続的に把握する必要があります。バリアフリー整備の内容やその効果を評価し、改善を図りながら継続的に取り組む他、社会変化や利用者のニーズ等を考慮し、必要に応じた見直しを行うことで、段階的・継続的な取組(スパイラルアップ)につなげます。

1.2 基本方針

基本理念に掲げる「人が集い、人が暮らし続けるバリアフリーなまちづくり」を実現するため、旧基本構想で位置付けられた基本的な方向性を踏襲するとともに、社会情勢の変化に対応した新たな取組を追加し、市域全体のバリアフリー化を推進していきます。

方針1:生活関連施設等のユニバーサルデザイン化

SDGs(持続可能な開発目標)などの国際的な取組として、持続可能な社会づくりに向けた、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が進められています。

本市においても年齢、性別、障害の有無や、LGBTQ+等の多様なセクシャリティなどに関わらず、生活関連施設等において、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づいた、安心してくらししていける施設づくりに取り組みます。

方針2:安全・安心、快適に移動できる空間の確保

誰もが安全に安心して歩くことができる歩行者の移動の安全性向上のため、歩道の改修、信号や視覚障害者誘導用ブロックの整備に取り組みます。歩道の未整備区間については、道路幅員や周辺環境を考慮し、歩車共存の道路空間づくりを進めます。

方針3:交通環境の利便性の向上

高齢者、障害者、子育て世代等が支障なく快適に日常生活や社会生活を送るためには、鉄道やバスの公共交通機関において、誰もが安心して利用できる交通環境の整備が必要です。

そのため、公共交通機関についてはハード面の整備と、啓発、教育、人的支援等のソフト面の充実について、バランスよくバリアフリー化に取り組みます。

方針4:誰もがわかりやすいまちづくり

初めて大和郡山市を訪問する来訪者も含め、誰もが容易に情報を入手、発信できるような配慮を行います。また、平等な社会参加を実現することを目標に、各施設や経路のバリアフリー状況を示した案内表示の設置や情報提供・発信等を図ります。

方針5:心のバリアフリー推進のまちづくり

どんなにハード整備が進んでも、利用者の配慮の有無で、十分に活用されない事もあります。市民一人ひとりが互いに尊重し、譲り合い、助け合う心を育て、バリアフリーのまちづくりをめざします。

市民一人ひとりがバリアフリー化についての理解を深め、互いに助け合うあたたかな心配りのあるまちを実現するため、研修の充実、周知・啓発等の実施、講演会・講座等の開催、緊急時・災害時におけるバリアフリー化の推進等に取り組みます。

また、外見ではわかりにくい障害にも目を向け、さまざまな事情を抱える方も安心して暮らせる地域づくりを進めます。

1.3 整備の方針

本市では、平成 24 年度(2012 年度)から旧基本構想において、JR・近鉄郡山駅周辺地区を重点整備地区に設定し、旅客施設、道路、公園、建築物等についてのハード面の整備や、市民一人ひとりのバリアフリー化についての理解を深めるためのソフト面の取組を進めてきました。

これまで重点整備地区を中心に進めてきた移動等円滑化の促進に係るハード、ソフト両面の取組を市域全体に広げていくため、近年の状況を踏まえた取組を新たに位置づけ、バリアフリー化を推進していきます。

方針1:生活関連施設等のユニバーサルデザイン化

[全体]

- トイレの利便性向上(バリアフリースイレ・洋式トイレ等)
- 歩道と出入口部の連続性の確保
- 障害者等にも配慮した駐車場の整備、改善
- 案内・情報提供の充実(音声案内・文字案内・手話等含む)
- 非常時の情報提供方策の検討(特に聴覚障害者)

[駅舎]

- 移動等円滑化された経路の改善
- ホームの安全性の向上
- トイレ等の駅施設の改善

[市役所]

- 緊急時もわかりやすい情報提供の方策

[社会福祉会館]

- トイレ、エレベーター等の改善

[商業施設、医療施設等]

- バリアフリーな出入口への改善

[学校]

- トイレ、エレベーター等の改善
- ※小学校のトイレ改修についてはすべて完了、
令和 7 年度(2025 年度)中学校のトイレ改修についても完了予定

方針2:安全・安心、快適に移動できる空間の確保

[道路]

- 溝蓋の改修
- 舗装不良箇所の修繕
- ポールや電柱等の見直し
- 歩行者と自動車の共存方策の検討
- 夜間、悪天候時にも配慮したきめ細やかな整備

[歩道]

- 視覚障害者誘導用ブロックの新設、改修
- デコボコや段差のある歩道の改修
- 歩きやすさや雨天時を考慮した路面舗装への改修

[交通施設]

- 安全に横断できる交差点への改良

方針3:交通環境の利便性の向上

[バスターミナル]

- 利用しやすいバスターミナルへの改善
- 駅とバスの乗り継ぎのしやすさの向上(案内の改善等)
- わかりやすい情報、案内方策の検討

[駅舎]

- プラットホームやトイレ、エレベーターの改善
- 駅周辺の安全性確保方策の検討

[車両]

- バリアフリー車両の導入

方針4:誰もがわかりやすいまちづくり

- すべての人にわかりやすいサイン(ひらがな併記等)の整備の検討
- 点字、音声、文字案内の充実や、移動支援のための環境づくり等、障害者等に配慮した案内の検討

方針5:心のバリアフリー推進のまちづくり

- バリアフリーに関連した啓発活動(自転車、車いす用駐車スペースの利用マナー)
- バリアフリー教育の推進(学校教育でのバリアフリー学習メニューの導入等)
- 市民、事業者、行政が協働するしくみづくり
- バリアフリー整備の内容や進捗状況の情報提供(バリアフリーマップの作成・配布等)
- 整備に対する評価やそのフォローアップ(当事者の意見を反映するしくみ)
- 年齢、性別、障害の有無や LGBTQ+等の多様なセクシャリティなどに配慮した取組

2. 移動等円滑化促進地区の方針

2.1 地区設定の考え方

移動等円滑化促進地区の設定にあたっては、第3章「1-1.基本理念」を踏まえ、以下の考え方に基づき、利用者視点に立ったユーザビリティ向上の観点から設定します。

※ユーザビリティ…特定の利用者が特定の利用状況において、なるべく簡単に迷わず、ストレスを感じずに使用・操作して、利用者の目的を果たせる度合い

①多くの当事者・市民が利用し、バリアフリー化を進めることが有効な地区の設定

市内の主要な鉄道駅や公共施設、福祉施設、商業施設、病院など、高齢者・障害者等が利用する施設が複数立地する地域や、総合的な都市機能の増進を図るうえで重要な拠点として関連計画等で位置付けられた地域など、面的なバリアフリー化が必要である地区を移動等円滑化促進地区として設定します。

②地域発案による地区の設定

地域におけるユニバーサルデザインに関わるまちづくり活動の活発化、地域のニーズの高まりに合わせ、移動等円滑化促進地区の設定や範囲・内容の見直しについて、地域からの意見(まち歩き点検やパブリックコメント等)を踏まえて検討し、設定します。

③まちや社会の変化に応じた見直し

本基本構想は、まちづくりの進展や移動環境の変化、法令改正や基準の改定などを踏まえ、当事者、市民の意見をもとに、本基本構想の検証・改定を継続的に行っていきます。また、移動等円滑化促進地区の設定においても、まちや社会の状況に応じて、適宜、地区の設定やその範囲・内容について見直しを検討します。

2.2 移動等円滑化促進地区の設定

本市には郡山城跡を中心とした中心市街地や南部の昭和工業団地、それらと周辺の市町をつなぐ広域道路網があり、その南北を JR 関西本線と近鉄橿原線が縦断しています。駅を結節点としてバス路線が形成され公共施設や商業等サービス機能が集まっていることから、居住者や鉄道利用者が多く集まる鉄道駅周辺は、市民等の暮らしの中心となっています。

また、本市の都市計画マスタープランにおいては、「誰もが安心して、居心地がよく歩きたくなるまちづくり」「市民活動を支える良好な交通環境をめざします」という道路・交通施設整備の方針に基づき、駅及び駅周辺や歩道のバリアフリー化の推進が掲げられています。

【移動等円滑化促進地区の設定方針】

- ① 乗降客数が平均3,000人以上/日の駅を中心とした地区(バリアフリー法に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針より)
- ② 多くの市民や来訪者が利用する駅(乗降者数の多い駅から優先して設定)の周辺地区で、当該駅から徒歩圏(概ね半径 500m、施設の立地状況等によっては1km以内)に、不特定多数の市民、高齢者・障害者等が常に利用する施設(以下、「生活関連施設」)が3か所以上立地する地区を移動等円滑化促進地区とする。
なお、「旧基本構想」で重点整備地区とされていた地区は移動等円滑化促進地区とする。
- ③ 地域発案があった地区や、駅周辺以外で生活拠点が形成されている地区で、地区の中心地から徒歩圏に、3か所以上の生活関連施設が立地する地区についても、移動等円滑化促進地区としての設定を検討する。
- ④ 今後のまちづくりの進展、社会状況の変化等に応じ、移動等円滑化促進地区の設定・変更を検討する。

こうした本市の状況や旧基本構想の検証結果および「2.1 地区設定の考え方」を踏まえ、以下の方針により、移動等円滑化促進地区を設定します。



■ 移動等円滑化促進地区(5地区)

①	九条駅 周辺地区
②	JR・近鉄郡山駅 周辺地区
③	大和小泉駅 周辺地区
④	筒井駅 周辺地区
⑤	平端駅 周辺地区



【移動等円滑化促進地区の設定要件】

(移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドラインより)

- ・高齢者・障害者等が、日常生活等で常にご利用する施設が複数立地すること
- ・これらの施設が徒歩圏内(概ね4km²)に集積し、施設間の移動が徒歩であること

2.3 生活関連施設の設定

移動等円滑化促進地区内に立地する当事者・市民が多く利用する施設を生活関連施設として設定します。

【本基本構想における設定の考え方】

- ① 常に多数の人が利用する施設(災害時等に多数の人が利用する避難所を含む)
- ② 高齢者、障害者等の利用が多い施設
- ③ 生活関連施設はネットワークの起終点となるため、既にバリアフリー化されている施設であっても設定



施設区分	設定基準
公共施設等	常に多数の人が利用する公共性の高い施設
旅客施設	乗降客数が平均3,000人以上/日の鉄道駅
教育・文化施設	バリアフリー法に基づく基準の適合義務がある延べ面積2,000㎡以上の施設
商業施設	
医療・福祉施設	
宿泊施設	
都市公園	多数の人の利用が想定される広域公園、総合公園、地区公園、近隣公園
路外駐車場	駐車場法の届出対象の路外駐車場であり、生活関連施設に隣接しているか、又は生活関連経路の途中にある500㎡以上の路外駐車場
観光施設	地域の観光資源として地域外からの来訪者も多く訪れる観光施設
学校	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専門学校
その他	上記以外で、地域等で要望が高い施設については、地区の状況を踏まえ設定

【生活関連施設 法律上の定義】

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設

【国ガイドラインの考え方】

- ・常に多数の人が利用する施設を選定する
- ・高齢者、障害者等の利用が多い施設を選定する

2.4 生活関連経路の設定

移動等円滑化促進地区内の生活関連施設間を結ぶ経路を生活関連経路として設定します。

【本基本構想における設定の考え方】

以下の①～③を踏まえ、地域の実情、施設の利用実態等に応じ、生活関連経路を設定します。

- ① 生活関連施設の立地状況等を踏まえ、生活関連施設への移動の利便性や地区の回遊性向上に資する生活関連施設相互間の経路
- ② より多くの人が利用する経路
- ③ 「旧基本構想」で生活関連経路として位置付けた路線については、今後も継続的にバリアフリー化に取り組む必要があることから、生活関連経路に設定

【生活関連経路 法律上の定義】

生活関連施設相互間の経路

【国ガイドラインの考え方】

- ・より多くの人が利用する経路を設定する
- ・生活関連施設相互のネットワークを確保する

【参考：移動等円滑化促進方針と基本構想の作成イメージ】

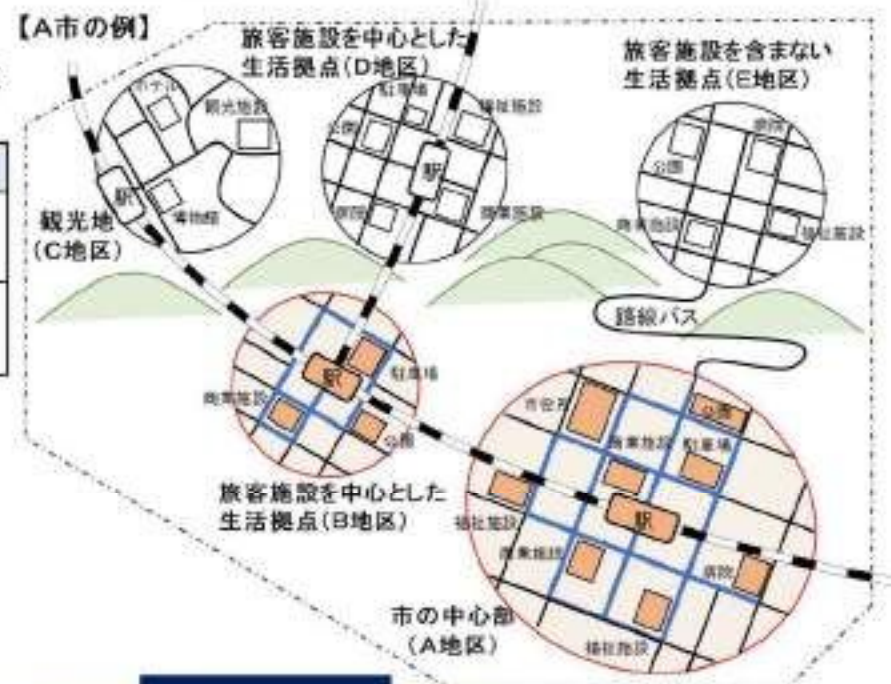
＜基本構想作成済の市町村の場合＞

現状

・大規模駅を中心に基本構想を作成済

地区	現状
A,B	基本構想作成済
C,D,E	基本構想未作成

- 市境
- 重点整備地区
- 生活関連施設
- 生活関連経路

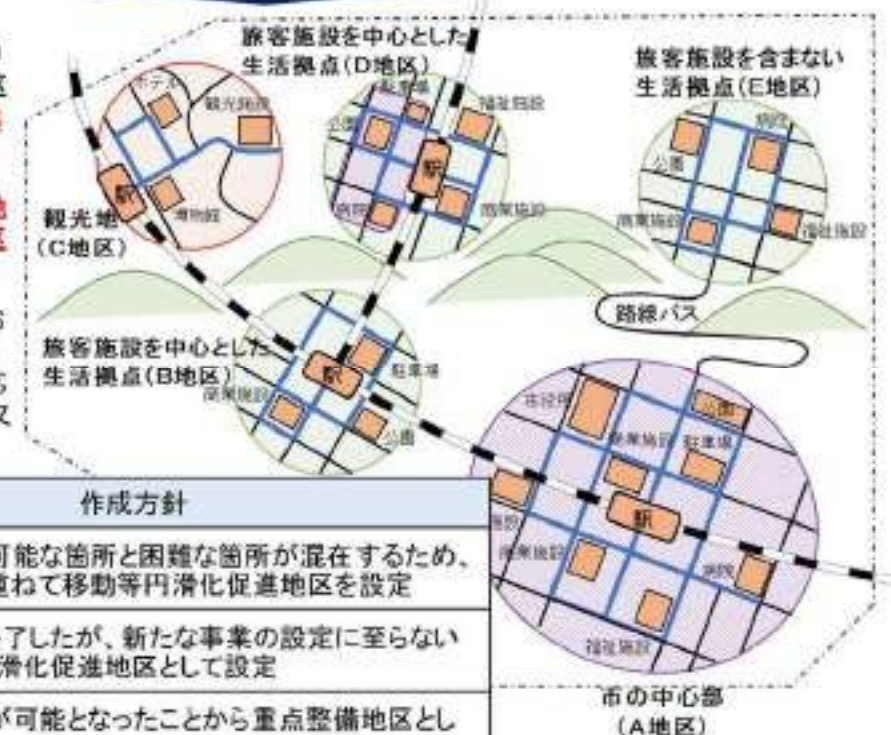


評価・見直し後

・基本構想未作成の地区を中心に、移動等円滑化促進地区を複数指定し、併せて**市全体の方針を設定**

・**具体事業の調整が可能な地区**においては、**重点整備地区**として基本構想作成

・基本構想作成済の地区においても見直しに際して具体の事業が調整可能かどうかに応じて移動等円滑化促進地区又は重点整備地区を設定



地区	作成方針
A	具体事業の設定可能な箇所と困難な箇所が混在するため、重点整備地区に重ねて移動等円滑化促進地区を設定
B	事業がいったん終了したが、新たな事業の設定に至らないことから移動等円滑化促進地区として設定
C	具体事業の設定が可能となったことから重点整備地区として設定
D	移動等円滑化促進地区の設定に加えて、具体事業の調整が可能な地区は重点整備地区として設定し、基本構想作成
E	具体事業の調整が困難であることから移動等円滑化促進地区として設定

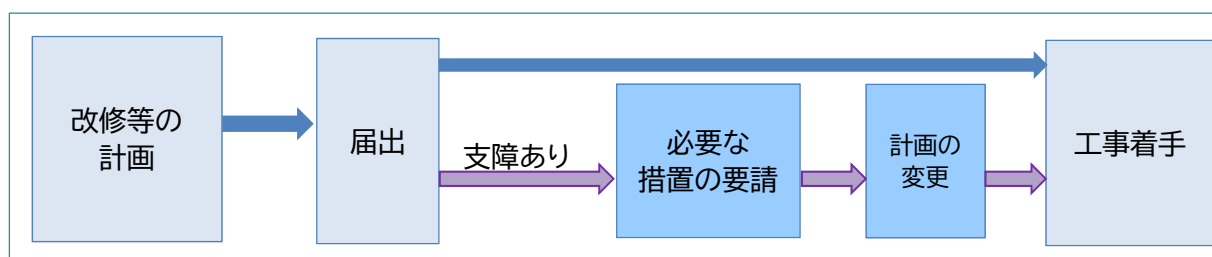
【出典】「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」
令和3年(2021年)3月国土交通省

2.5 旅客施設と道路(駅前広場)の連続性の確保:届出制度

多くの人が利用する駅をはじめ、旅客施設に接続する駅前広場や道路は、特に移動の連続性に配慮することが必要です。

バリアフリー法第24条の6の規定により、公共交通事業者等又は道路管理者は、移動等円滑化促進地区内において、旅客施設や道路の改良等であって、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合には、当該行為に着手する 30 日前までに市に届け出なければならないこととされています。

この届出があった場合に市は、移動等円滑化促進地区のバリアフリー化を図る上で、支障があると認めるときは、届出に係る行為の変更等の必要な措置を要請します。



◆届出制度の対象の指定

【駅と道路(駅前広場等)の改良等に当たっての届出が必要な駅及びその周辺】

地区名	旅客施設	道路(市道)	届出の対象範囲
JR・近鉄 郡山駅 周辺地区	JR 郡山駅 (東口)	駅前広場線	駅前広場(ロータリー)との 連続性確保
	JR 郡山駅 (西口)	城廻線	
	近鉄郡山駅 (東口)	電車停留所線	鉄道駅施設との連続性確保
	近鉄郡山駅 (西口)	三の丸西岡新木線	
平端駅 周辺地区	平端駅	宮堂昭和線 近鉄駅前北線	駅前広場(ロータリー)との 連続性確保
大和小泉駅 周辺地区	JR 大和小泉駅	JR 大和小泉駅歩行者専用道路線	鉄道駅施設との連続性確保
	JR 大和小泉駅 (東口)	大和小泉東広場線	
	JR 大和小泉駅 (西口)	大和小泉駅西広場線	
	JR 大和小泉駅 (西口)	JR 小泉駅西側歩行者専用道路線	駅前広場(ロータリー)との 連続性確保
筒井駅 周辺地区	筒井駅	筒井線	鉄道駅施設との連続性確保
九条駅 周辺地区	九条駅 (東口)	三の丸北郡山何和九条線	駅前広場(ロータリー)との 連続性確保
		九条駅前線	
	九条駅 (西口)	九条出口線支線	鉄道駅施設との連続性確保
		九条出口線	駅前広場(ロータリー)との 連続性確保

3. 移動等円滑化促進地区の設定

3.1 設定する内容

移動等円滑化促進地区では、地区の状況に応じて地域や事業者と連携しながら、第3章「1. 移動等円滑化の基本的な考え方」に位置付けた方針等を具体化していきます。

以下に、市全体として取り組む各地区の位置や区域、取組方針、生活関連施設、生活関連経路等、移動等円滑化促進地区ごとの取組方針を示します。今後、基本構想の点検や見直しの際に、当事者・市民や地域の意向、実施する事業内容等を踏まえ、必要に応じて、地区ごとの方針の見直しを行います。

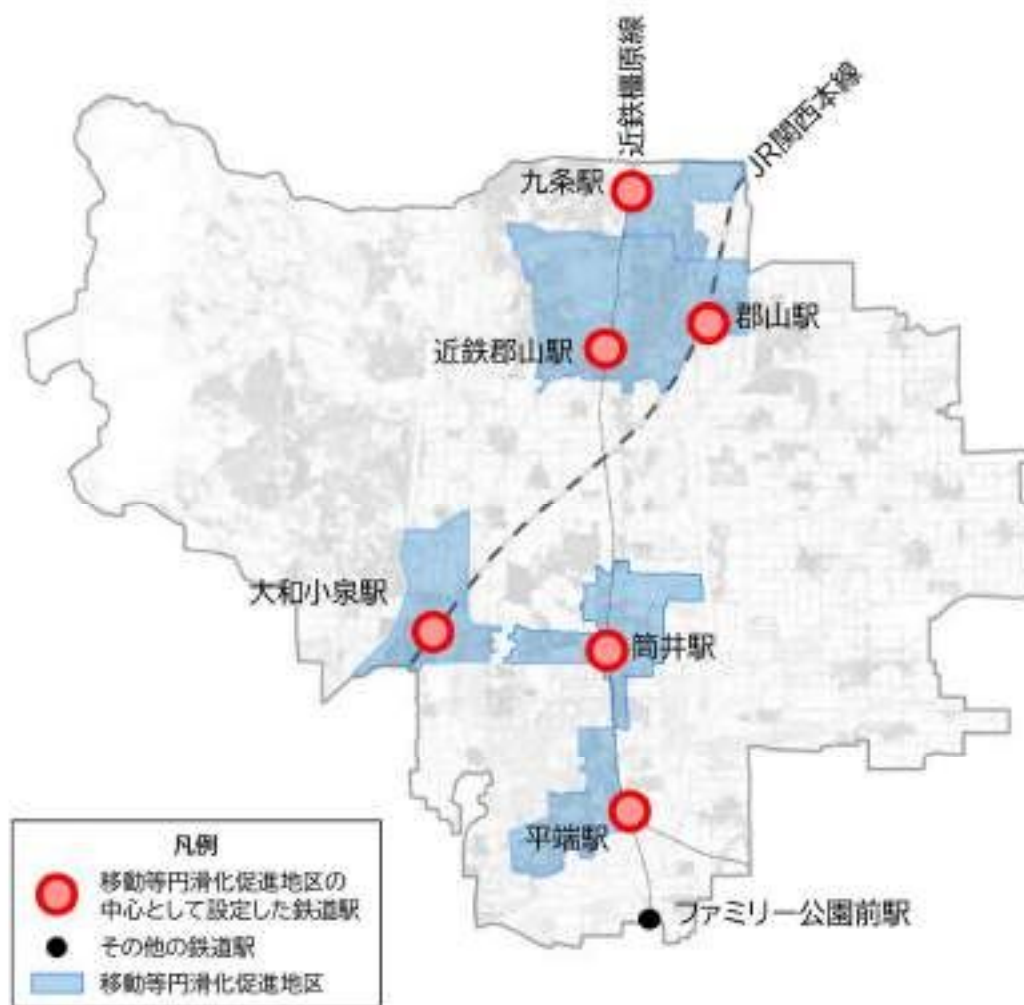


図.移動等円滑化促進地区の位置・区域

3.2 JR・近鉄郡山駅周辺地区

(1) 地区特性

JR 郡山駅、近鉄郡山駅および県道大和郡山上三橋線を中心に地区の 1/3 程度が商業地域となっており、その周辺には住宅地が広がっています。

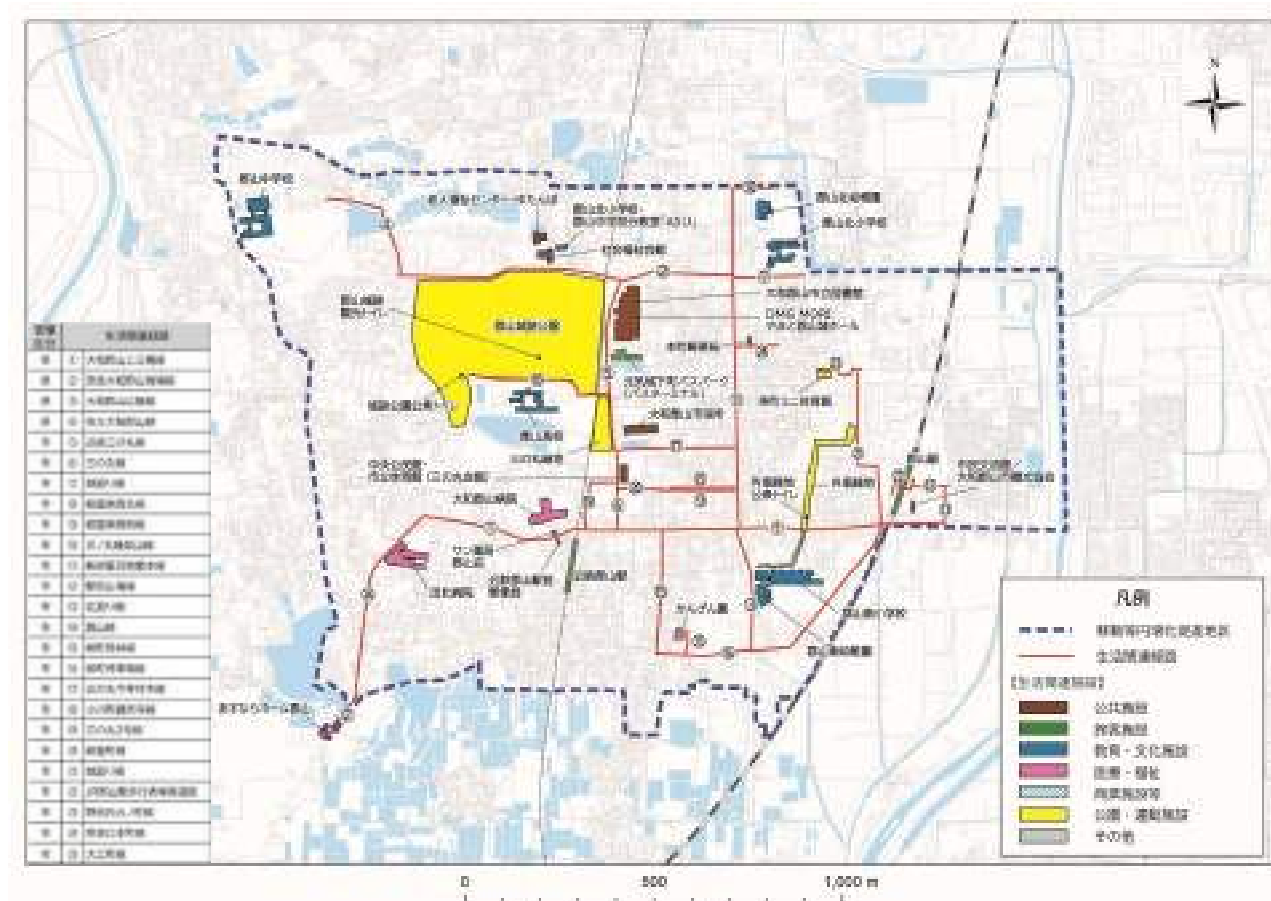
JR 郡山駅、近鉄郡山駅の近くには路線バスやコミュニティバスが発着するバスターミナルがあり、公共交通の結節点となっています。また、市役所等の公共施設が集積しています。

一方、大和郡山市都市計画マスタープランでは、「生活道路の整備状況」「歩道・自転車道や自転車通行帯の整備状況」が地区の課題としてあげられています。

また、現在、近鉄郡山駅周辺整備事業が進行中であり、令和 12 年度(2030 年度)に新近鉄郡山駅の供用開始、令和 14 年度(2032 年度)には駅前広場・バスロータリー・駅前駐車場・現駅舎跡地を整備し、グランドオープンを迎える予定です。

(2) 地区の取組方針

- ◆ 近鉄郡山駅周辺整備事業においては、多様な人が安心して利用できるユニバーサルデザインによる施設整備を目指します。
- ◆ 多様な人々の利用が想定される生活関連施設および施設間を連絡する生活関連経路は、旧基本構想で定めた特定事業の進捗状況等を踏まえ、誰もが安全に移動・利用しやすい環境を拡充し、JR 郡山駅、近鉄郡山駅周辺の面的なバリアフリー化を実現します。
- ◆ 地区の北側は、九条駅周辺地区と隣接していることを踏まえ、生活関連経路を連続させて一体的・連続的なバリアフリー空間を形成します。
- ◆ 本市の玄関口となる地区であり、多様な来街者の利用に配慮し、施設や経路のバリアフリー整備と合わせ、案内誘導や心のバリアフリーに関するソフト施策を重点的に推進します。



3.3 大和小泉駅周辺地区

(1) 地区特性

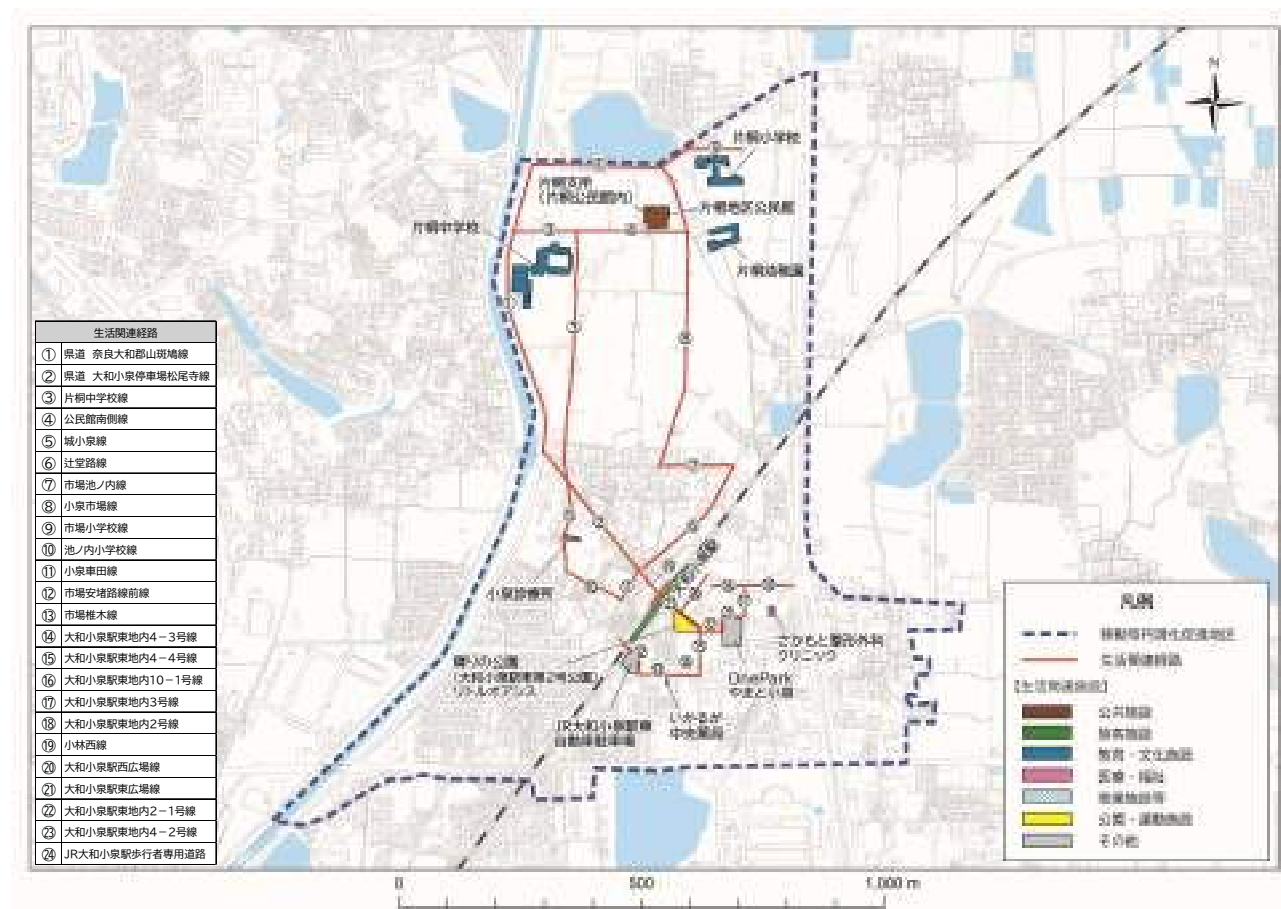
大和小泉駅は、大和郡山市都市計画マスタープラン(地域別構想)の地区区分では西地区と南地区の境界に立地しており、その周辺に商業・業務機能が集積しています。大和小泉駅は市内で近鉄郡山駅に次いで利用者が多い駅であり、多くの人でにぎわう中心市街地が形成されています。

大和小泉駅周辺では土地区画整理事業が実施され、整然としたまちなみが形成されています。

住民アンケート※によると、大和小泉駅が位置する西地区の定住意向は、市全域(70.4%)に対し67%と低く、その理由として、通勤・通学、通院・買い物など日常生活において公共交通が不便ということが挙げられています。また、満足度が低く重要度が高い項目として生活道路の整備、歩道・自転車道の整備等が挙げられている状況です。※大和郡山市都市計画マスタープラン(地域別構想)

(2) 地区の取組方針

- ◆ 地区の玄関口となる大和小泉駅と駅前広場は、一定のバリアフリー対応が図られていますが、高齢者や障害者等がより利用しやすいような環境を整えます。
- ◆ 高齢者や障害者を含めた多様な住民等の利用を想定し、公共施設や大規模施設のみならず、比較的小規模な日常利便施設も含め、生活関連施設および施設間を連絡する生活関連経路のバリアフリー化を図ります。
- ◆ 歩道のない道路や水路沿いを通る道路のある現状に対し、用地制約を踏まえた多様な手法を用いて、歩行空間の安全性を確保します。



3.4 平端駅周辺地区

(1) 地区特性

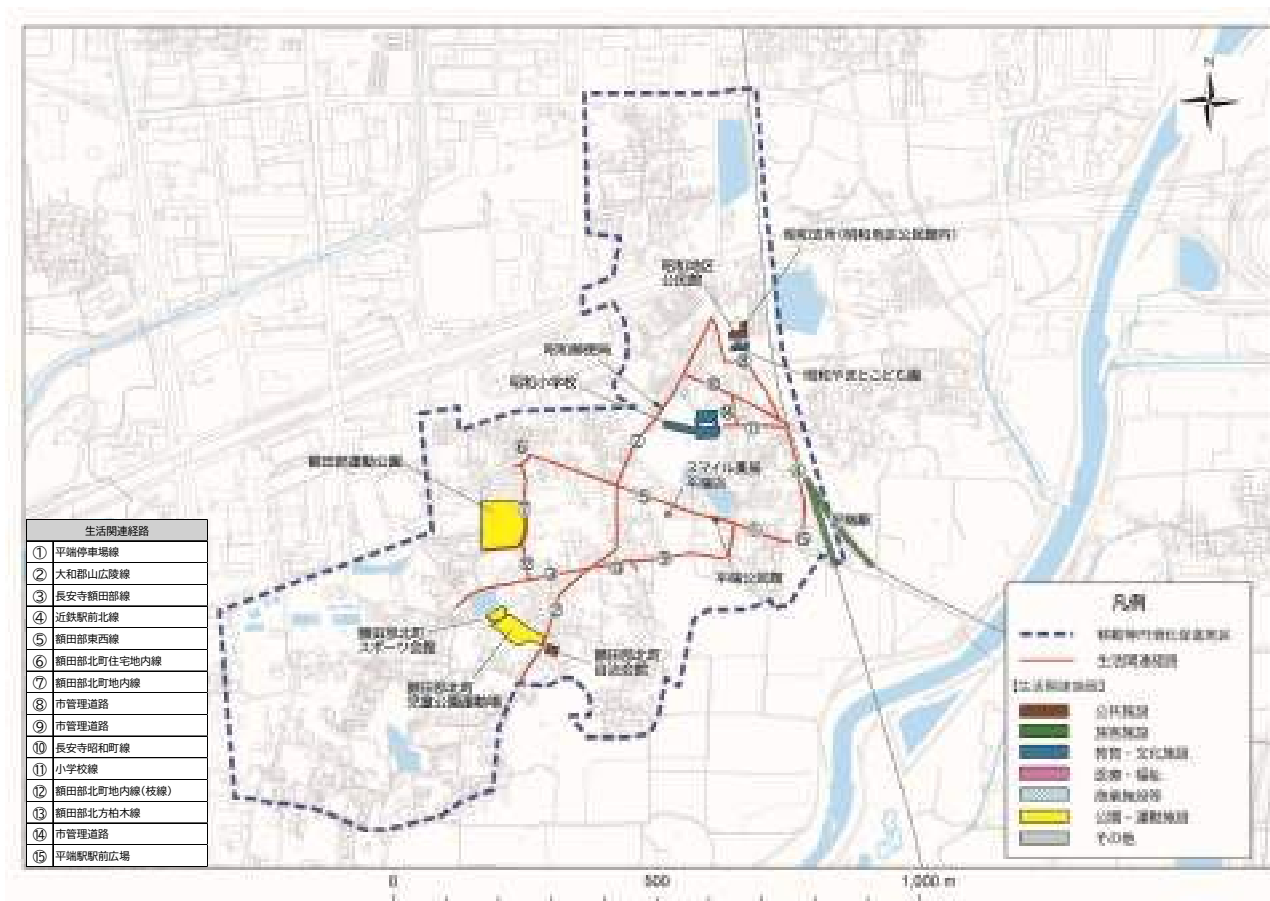
平端駅は、駅の西側に商業・居住エリアが広がり、昭和工業団地付近では、住宅地と工業団地が混在した土地利用が見られます。また、駅周辺では再整備が計画され、今後に向けたまちづくりの機運が高まっています。一方で、戸建て住宅を中心とした住宅地は道路幅員が狭く、歩行者と車両の接触が懸念される箇所や、見通しの悪い箇所が見られる状況です。

地区には避難施設に指定されている運動公園、小学校や公民館が複数立地しており、災害時には多様な住民が利用することが考えられます。

平端駅再整備計画検討時の住民アンケートでは、「自家用車での送迎のしにくさ」「歩道の狭さや歩きにくさ」が課題として挙げられています。

(2) 地区の取組方針

- ◆ 地区の玄関口となる平端駅は、一定のバリアフリー対応が図られていますが、高齢者や障害者等がより利用しやすいような環境を整えます。
- ◆ 駅西のロータリーは、バスやタクシーの乗り場があるものの、歩行空間が限定的で段差もあることから、バリアフリー化を図ります。
- ◆ 高齢者や障害者を含めた多様な住民等の利用を想定し、公共施設や大規模施設のみならず、比較的小規模な日常利便施設も含め、生活関連施設および施設間を連絡する生活関連経路のバリアフリー化を図ります。
- ◆ 歩道のない道路は、用地制約を踏まえた上で、多様な手法を用いて、歩行空間の安全性を確保します。
- ◆ 駅東側の市街化調整区域は、まちづくりの熟度を踏まえ、今後、移動等円滑化促進地区への位置付けを検討します。



3.5 九条駅周辺地区

(1) 地区特性

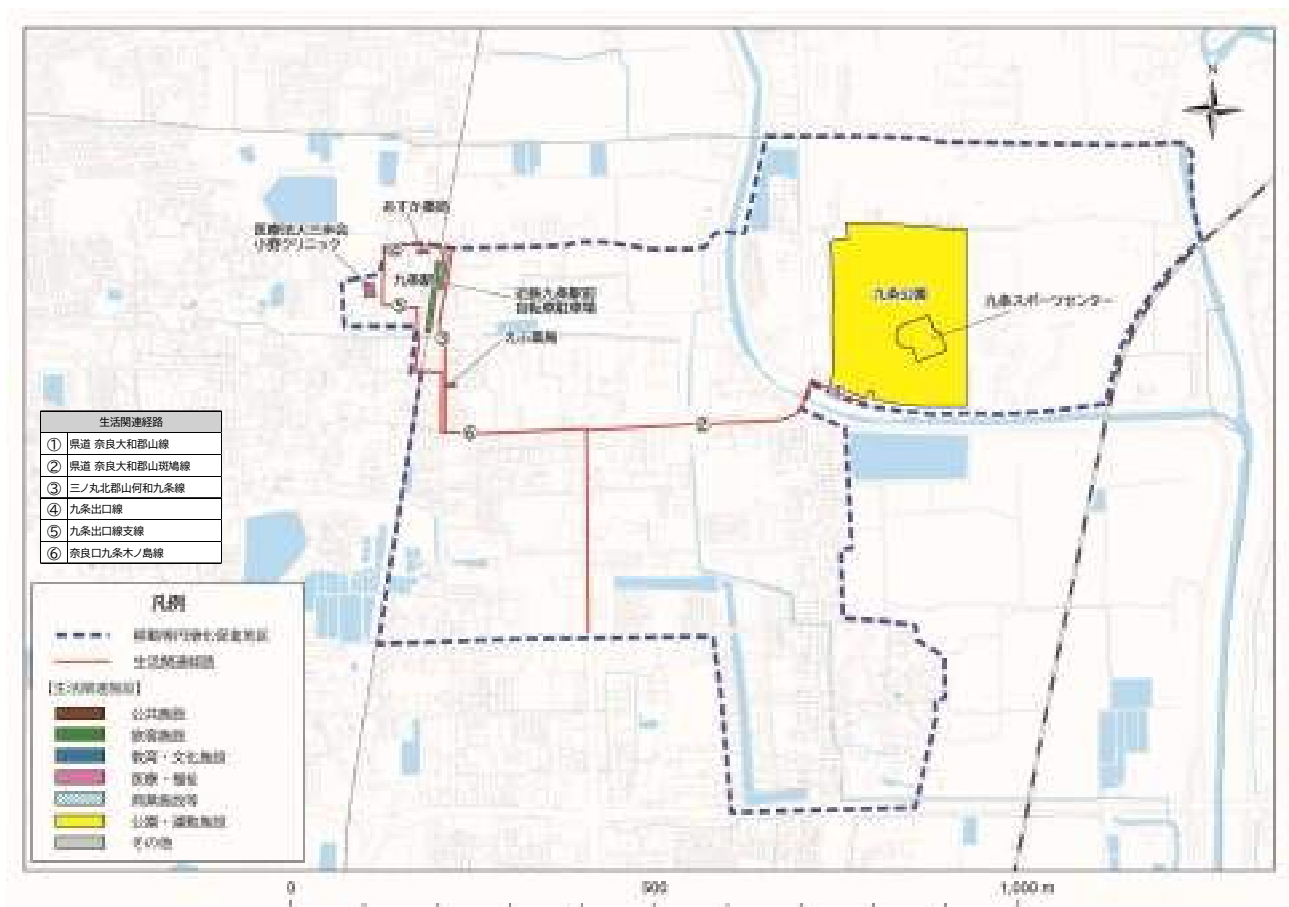
九条駅の東西に駅前広場等が整備されています。駅東側は近隣商業地域に指定されており、駅前にふさわしい土地利用の推進が図られています。

また、駅南側は JR・近鉄郡山駅周辺地区とも隣接しており、工業・商業・住居の土地利用が混在しています。

東側の市街化調整区域には九条公園や九条スポーツセンターなどのレクリエーション施設が立地しています。

(2) 地区の取組方針

- ◆ 地区の玄関口となる九条駅や東西の駅前広場は、高齢者や障害者等がより利用しやすいような環境を整えます。
- ◆ 高齢者や障害者を含めた多様な住民等の利用を想定し、公共施設や大規模施設のみならず、比較的小規模な日常利便施設も含め、生活関連施設および施設間を連絡する生活関連経路のバリアフリー化を図ります。
- ◆ 地区の南側は、JR・近鉄郡山駅周辺地区と隣接していることから、地区間を結ぶ生活関連経路の移動等円滑化を図り、一体的・連続的なバリアフリー空間を形成します。



3.6 筒井駅周辺地区

(1) 地区特性

筒井駅周辺は、商業地域に指定されており、駅前商店街を中心として店舗が多数あります。

駅周辺の東西を住宅が取り囲むように立地しています。また、駅の南側を走る国道 25 号や県道大和郡山広陵線などに囲まれた街区等では、工業系の土地利用や沿道型店舗、住居系の土地利用が共存しています。

駅から北東方面には奈良県内唯一の盲学校及びろう学校があります。

地区の東側を流下する佐保川が近いことから、「避難所や避難経路等の整備」「洪水や火災等の災害対策」が課題の一つとなっています。(出典:大和郡山市都市計画マスタープラン)

(2) 地区の取組方針

- ◆ 地区の玄関口となる筒井駅は、高齢者や障害者等がより利用しやすいような環境を整えます。
- ◆ 高齢者や障害者を含めた多様な住民等の利用を想定し、公共施設や大規模施設のみならず、比較的小規模な日常利便施設も含め、生活関連施設および施設間を連絡する生活関連経路のバリアフリー化を図ります。
- ◆ 地区の北東に県立盲学校および県立ろう学校が立地することに留意し、学校施設はもとより、筒井駅や周辺の生活関連施設を結ぶ生活関連経路を重点的にバリアフリー化します。

